

令和7年度 査察の概要

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

国税査察官は、経済取引の複雑化、広域化、グローバル化、デジタル化の進展など、経済社会情勢の変化に的確に対応し、幅広い業種業態の悪質な脱税者に対して厳正な調査を実施しています。

1 査察調査の概要

【令和7年度の取組】

○ 検察庁に告発した件数は11件、脱税総額（告発分）は11億円

悪質な脱税者に対して厳正な査察調査を実施し、11件を検察庁に告発しました。告発した査察事案に係る脱税総額は11億円であり、1件当たりの脱税額は102百万円でした。告発率は、73.3%になりました。

○ 消費税事案、無申告事案、国際事案などの社会的波及効果の高い事案を積極的に告発

消費税事案では、架空の外注加工費を計上する方法により、控除対象仕入税額を過大に計上し、消費税の還付を受けるとともに、消費税を免れていた事案を告発しました。

また、税務署からのお尋ね文書に対して虚偽の回答をした上、相続税の申告書を提出しないまま法定納期限を徒過させ、相続税を免れていた事案や、海外顧客に対する販売収入の一部を申告から除外する方法により、所得税を免れていた国際事案を告発しました。

【令和7年度中の判決状況】

○ 一審判決の12件全てに有罪判決が言い渡され、3人に対して実刑判決

実刑判決のうち、査察事件単独で最も重いものは、複数の納税者に脱税スキームを利用させていた脱税指南グループの首謀者に対する懲役6年の判決でした。また、他の犯罪と併合されたもので最も重いものは懲役4年でした。

2 重点事案への取組

令和7年度においては、査察制度の目的に鑑み、特に、消費税事案、無申告事案、国際事案、時流に即した事案などの社会的波及効果が高いと見込まれる事案を重点事案として積極的に取り組みました。

(1) 消費税事案

消費税に対する国民の関心が極めて高いことを踏まえ、消費税事案について積極的に取り組み、令和7年度は3件を告発しました。

また、消費税の仕入税額控除制度や輸出免税制度を悪用した不正受還付事案は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性の高い事案であることから、引き続き積極的に取り組みました。

【事案の概要】

- 電気工事業を営む法人において、架空の外注加工費を計上する方法により、控除対象仕入税額を過大に計上し、消費税の還付を受けるとともに、消費税を免れていました。
- スポーツ用品の製造及び販売業を営む法人において、架空の商品仕入高を計上する方法により、控除対象仕入税額を過大に計上し、消費税の還付を受けるとともに、消費税を免れていました。

年度	令和 3	4	5	6	7
告発件数	件 3	件 2	件 0	件 2	件 3

(注) 告発件数は、消費税不正受還付事案を含む。

(参考) 消費税不正受還付事案の件数及び不正受還付額

年度	令和 3	4	5	6	7
告発件数	件 1	件 0	件 0	件 2	件 2
不正受還付額	百万円 60	百万円 0	百万円 0	百万円 27	百万円 4

- (注) 1 告発件数は、ほ脱犯との併合事案を含む。
2 不正受還付額は、加算税を除き、未遂の還付額を含む。

(2) 無申告事案

納税者の自発的な申告・納税を前提とする申告納税制度の根幹を揺るがす無申告事案について積極的に取り組み、令和7年度は2件の無申告事案を告発しました。

(参考) 無申告事案には、偽りその他不正の行為を伴う無申告ほ脱犯のほか、不正行為を伴わず、故意に申告書を提出しないで税を免れる単純無申告ほ脱犯の犯罪類型がある。

【事案の概要】

- 自己の相続税を免れようと企て、税務署からのお尋ね文書に対して虚偽の回答をした上、相続税の申告書を提出しないまま法定納期限を徒過させ、相続税を免れていました。
- 勤務先の資金を着服し、所得税の確定申告書を提出しないまま法定納期限を徒過させ、所得税を免れていました。

年度	令和 3	4	5	6	7
告発件数	内0件 1	内0件 1	内1件 1	内2件 4	内1件 2

(注) 件数欄の内書は、単純無申告ほ脱事案の件数である。

(3) 国際事案

経済社会のグローバル化の進展に伴い、国境を越える取引が恒常的に行われ、資産の保有、運用の形態も複雑・多様化しているところ、国際取引を利用した脱税への対応が求められています。

このような状況の中、国際事案に積極的に取り組み、令和7年度は3件を告発しました。

【事案の概要】

- イラスト販売業を営む者が、海外顧客に対する販売収入の一部を申告から除外する方法により、所得税を免れていました。

年度	令和 3	4	5	6	7
告発件数	件 2	件 3	件 1	件 4	件 3

3 不正資金の留保・費消状況

脱税によって得た不正資金の多くは、現金や預貯金として留保されていましたが、脱税者が数千万円規模の費消をしていた事例もみられました。

その使途としては、

- 有価証券等への投資
- 競馬や海外カジノ等のギャンブル
- クラブなどでの飲食等の交際費・遊興費
などがみられました。

4 査察事件の一審判決の状況

令和7年度中の一審判決は12件であり、全てに有罪判決が言い渡され、そのうち3人に実刑判決が出されました。なお、実刑判決のうち最も重いものは、査察事件単独で懲役6年、他の犯罪と併合されたもので懲役4年でした。

【一審判決の概要】

- 複数の納税義務者と共謀し、自身が主宰する法人に対する架空経費を計上するなどの方法により所得を秘匿し、多額の法人税及び所得税等を免れた脱税指南グループの首謀者に懲役6年の実刑判決が言い渡された。
- 架空外注費を計上するなどの方法により法人税等を免れた者に懲役4年の実刑判決が言い渡された（詐欺との併合罪）。

5 参考計表

(1) 着手・処理・告発件数、告発率の状況

項目	年度	令和				
		3	4	5	6	7
着手件数		12件	12件	17件	17件	13件
処理件数(A)		13	13	16	15	15
	告発件数(B)	9	10	12	12	11
	告発率(B/A)	69.2%	76.9%	75.0%	80.0%	73.3%

(2) 脱税額の状況

項目	年度	令和				
		3	4	5	6	7
脱税額	総額	1,074百万円	1,518百万円	934百万円	657百万円	1,573百万円
	同上1件当たり	83	117	58	44	105
	告発分	783	1,074	762	539	1,122
	同上1件当たり	87	107	64	45	102

(注) 脱税額には加算税額を含む。

(3) 税目別告発事案の推移

イ 税目別の告発件数

区分	年度	令和				
		3	4	5	6	7
所得税		1件	6件	3件	5件	2件
法人税		5	1	9	4	5
相続税		0	1	0	0	1
消費税	内1	3	内0 2	内0 0	内2 2	内2 3
源泉所得税		0	0	0	1	0
合計		9	10	12	12	11

(注) 消費税の内書は消費税不正受還付事案(ほ脱犯との併合事案を含む。)の告発件数である。

□ 税目別の脱税額

区分	年度	令和				
		3	4	5	6	7
所得税		百万円 145	百万円 666	百万円 296	百万円 298	百万円 189
法人税		255	67	466	157	501
相続税		0	138	0	0	263
消費税		383	203	0	68	169
源泉所得税		0	0	0	16	0
合計		783	1,074	762	539	1,122

(注) 脱税額には加算税額を含む。

(4) 告発の多かった業種

令和5		6		7	
業種	者数	業種	者数	業種	者数
不動産業	4	建設業	6	建設業	2
建設業	2	ネットワークビジネス業	3	—	—
—	—	—	—	—	—

(注) 同一の納税者が複数の税目で告発されている場合は1者としてカウントしている。

(5) 査察事件の一審判決の状況

年度	項目	①	②	有罪率 (②/①)	実刑判決 人数	③	④	⑤
		判決 数	有罪 数			1件当たり 犯則税額	1人当たり 懲役月数	1人(社)当 たり罰金額
令和 5		件 4	件 4	% 100.0	人 0	百万円 61	月 16.5	百万円 11
6		内1 16	内1 16	100.0	内1 1	54	14.5	12
7		内1 12	内1 12	100.0	内1 3	32	22.7	15

(注) 1 表中の内書は他の犯罪との併合事件を示している。

2 犯則税額は、判決の基となった脱税額であり加算税を含まない。

3 ③～⑤は他の犯罪との併合事件を除いてカウントしている。